

児童生徒の自殺対策について

令和4年2月24日(木)

文部科学省



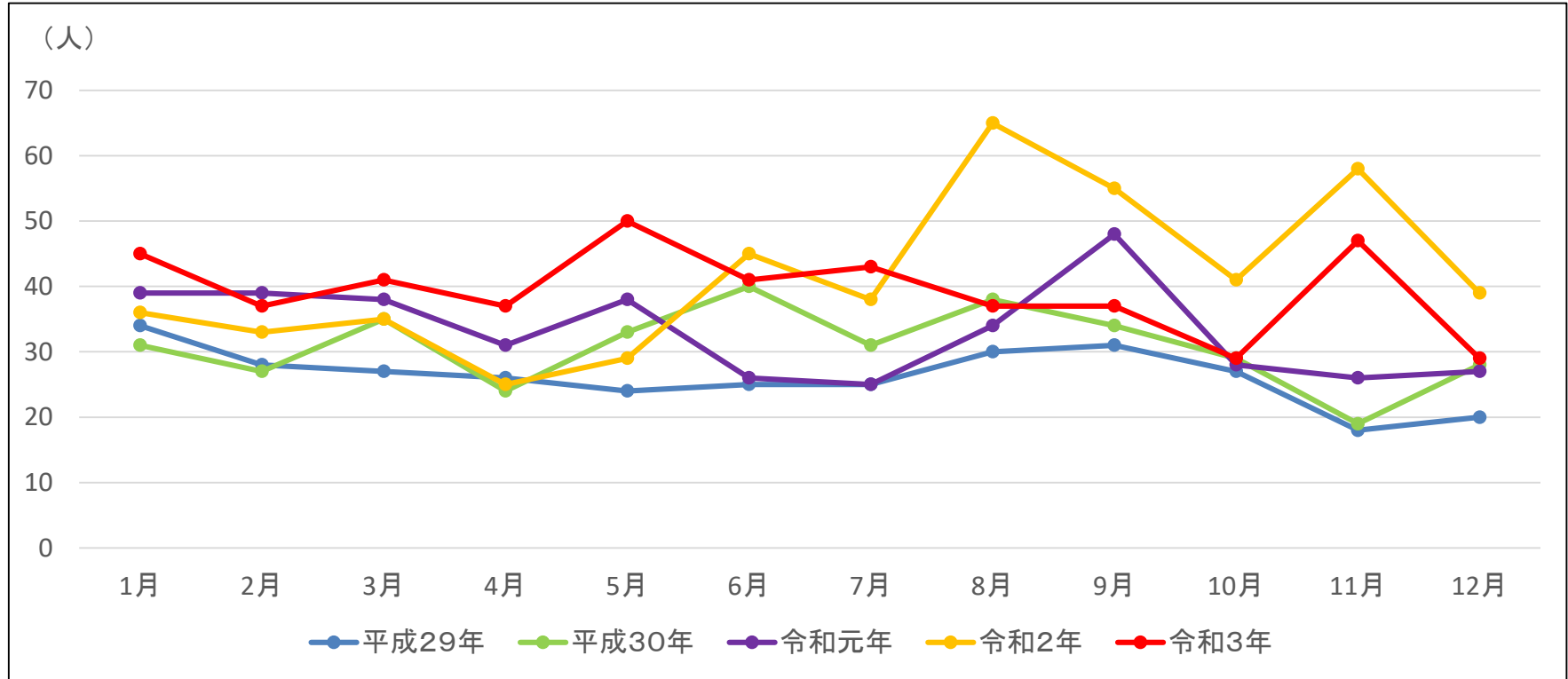
文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

児童生徒の月別自殺者数[推移]①



(人)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
平成29年	34	28	27	26	24	25	25	30	31	27	18	20	315
平成30年	31	27	35	24	33	40	31	38	34	29	19	28	369
令和元年	39	39	38	31	38	26	25	34	48	28	26	27	399
令和2年	36	33	35	25	29	45	38	65	55	41	58	39	499
令和3年	45	37	41	37	50	41	43	37	37	29	47	29	473

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成。

児童生徒の月別自殺者数[推移]②

学校種及び男女別自殺者数

(人)

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和元年	小学生	総数	0	0	4	1	0	0	1	0	2	0	0	0	8
		男子	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3
		女子	0	0	2	1	0	0	0	0	0	2	0	0	5
	中学生	総数	13	8	10	9	7	5	7	12	15	5	10	11	112
		男子	5	4	7	8	3	3	3	8	8	3	5	8	65
		女子	8	4	3	1	4	2	4	4	7	2	5	3	47
	高校生	総数	26	31	24	21	31	21	17	22	31	23	16	16	279
		男子	18	20	15	16	20	16	9	18	24	17	12	14	199
		女子	8	11	9	5	11	5	8	4	7	6	4	2	80
令和2年	小学生	総数	1	1	1	1	0	1	0	1	2	1	4	1	14
		男子	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	4
		女子	1	1	0	1	0	1	0	1	2	0	2	1	10
	中学生	総数	13	14	10	7	6	17	9	18	16	10	10	16	146
		男子	6	4	4	5	4	13	6	9	10	5	5	6	77
		女子	7	10	6	2	2	4	3	9	6	5	5	10	69
	高校生	総数	22	18	24	17	23	27	29	46	37	30	44	22	339
		男子	14	8	17	11	16	15	16	23	21	20	26	12	199
		女子	8	10	7	6	7	12	13	23	16	10	18	10	140
令和3年	小学生	総数	2	0	3	1	0	0	2	1	1	0	0	1	11
		男子	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	4
		女子	1	0	2	0	0	0	2	1	1	0	0	0	7
	中学生	総数	10	14	15	9	10	12	12	17	13	13	17	7	149
		男子	6	6	9	7	3	2	7	8	8	6	9	4	75
		女子	4	8	6	2	7	10	5	9	5	7	8	3	74
	高校生	総数	33	23	23	27	40	29	29	19	23	16	30	21	313
		男子	24	9	12	13	24	11	13	11	16	10	17	10	170
		女子	9	14	11	14	16	18	16	8	7	6	13	11	143

(出典)「自殺の統計:地域における自殺の基礎資料」(暫定値)及び「自殺の統計:各年の状況」(確定値)を基に作成

令和元年(平成31年)及び令和2年における児童生徒の自殺の原因・動機別表①(厚生労働省・警察庁) ～原因・動機数における上位10項目～

令和元年 の順位	小項目	令和元年 の人数	令和2年の 人数(順位)	大項目	(人)
1	学業不振	43	52(2)	学校問題	
2	その他進路に関する悩み	41	55(1)	学校問題	
3	親子関係の不和	30	42(3)	家庭問題	
4	家族からのしつけ・叱責	26	26(6)	家庭問題	
5	病気の悩み・影響(その他の精神疾患)	26	40(4)	健康問題	
6	その他学友との不和	24	26(7)	学校問題	
7	入試に関する悩み	21	18(8)	学校問題	
8	病気の悩み・影響(うつ病)	20	33(5)	健康問題	
9	失恋	16	16(9)	男女問題	
10	その他交際をめぐる悩み	13	5(17)	男女問題	

※児童生徒の自殺の原因・動機について、令和2年における10位の項目は「その他家族関係の不和」(家庭問題)16人。

(令和元年の場合、「その他家族関係の不和」は11位(11人))

※同順位の項目が多く表に記載しきれない場合がある。 ※小項目の「その他」は除く。 ※複数計上あり。

※自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

(出典)「自殺の統計:各年の状況」を基に作成。

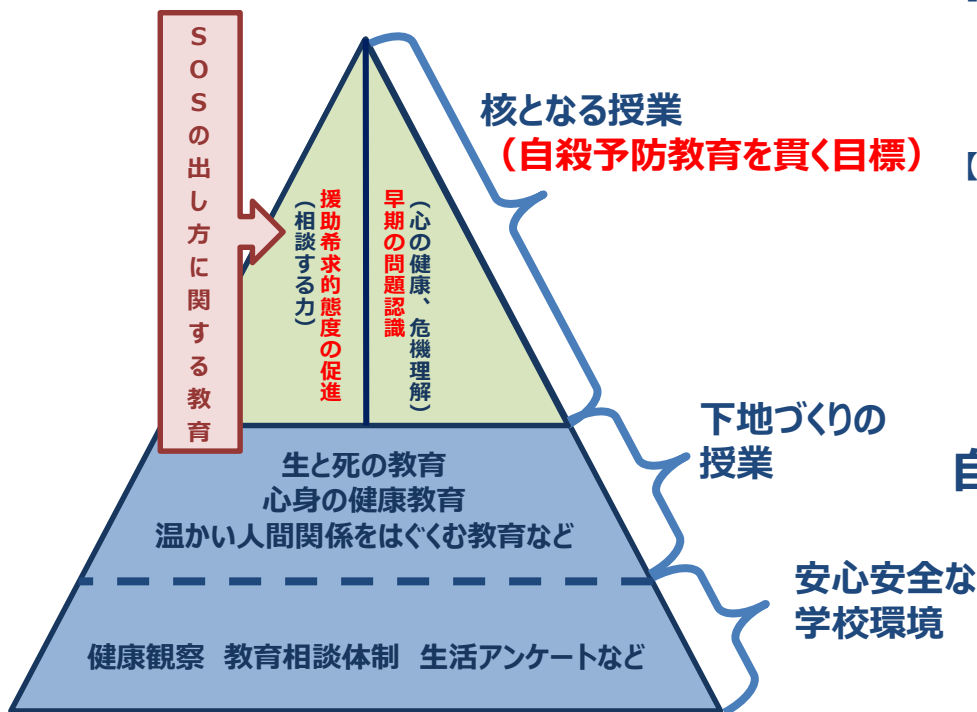
(参考)

令和2年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、令和2年度の自殺者数(415人)のうち、いじめの問題が背景にあるものは12件である。

自殺予防教育について

- 自殺予防教育は、「**早期の問題認識**」と「**援助希求的態度の育成**」に焦点を当て、①**心の危機のサインを理解**する、②**心の危機に陥った自分自身や友人への関わり方を学ぶ**、③**地域の援助機関を知る**ことを目的としている。
- 特にSOSの出し方に関する教育の実施等については、自殺対策基本法で**努力義務が規定**されている。

自殺予防教育の構造



<自殺予防教育の実施にあたっての留意点>

- ・教職員間、保護者、地域、関係機関で自殺予防教育の共通理解を得る。
- ・「核となる授業」の実施にあたり、ハイリスクな児童生徒を無理に授業に参加させないなど配慮する。
- ・児童生徒が「心の危機」を訴えた時に、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、管理職、関係機関などが、役割分担をしながら受け止める体制を整えておく。

自殺予防教育の展開 (例)

【1時間目：①心の危機のサインを理解】

- ・自殺の深刻な実態を知り、自殺予防の正しい知識を身につける
- ・いのちの危機（うつ状態・自殺）のサインを知る
- ・心身が不調なときの対応を考える

【2時間目：②自己や他者への関わりを知る、③援助機関を知る】

- ・援助希求の重要性について体験的に学ぶ
- ・「きょうしつ」というキャッチフレーズを実践できるようにする（※1）
- ・身近で支えてくれるところ（地域の援助機関）を知る（※2）

（※1） 友達のSOSに**き**づいて、**よ**りそい、**う**けとめて、**し**んらいできる大人に、**つ**なげる
(SOSの出し方だけでなく、**受け止め方**についても学ぶ)

（※2） **24時間子供SOSダイヤル**や**教育委員会のSNS相談窓口**なども周知

自殺予防教育の教材 (例)



【文部科学省 作成資料】
子供に伝えたい自殺予防
－学校における自殺予防教育導入の手引－

【東京都教育委員会 作成資料】
「SOSの出し方に関する教育」を推進するための指導資料



【北海道教育委員会 作成資料】
児童生徒の自殺を予防するためのプログラム

児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)

(令和3年12月1日付け3初児生第32号)

- 18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があることから、児童生徒の自殺予防に関する取組の強化を促す通知を发出。
- 特に、令和2年中の児童生徒の自殺者数は499人で、前年と比較して大きく増加、そのうち、女子中高生は209人で、前年比約1.7倍となっていることを明記し、各教育委員会等に対し注意を喚起。

通知の概要

18歳以下の自殺は、長期休業明けの時期に増加する傾向があること、特に令和2年中における児童生徒の自殺者数は499人で、前年と比較して大きく増加、そのうち、女子中高生の自殺者数は209人で、前年と比較して約1.7倍となっていることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けの時期にかけて実施することを周知。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

- 各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施し、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒やいじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校(学年)登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。
- 児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合には、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。
- 「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育、「心の健康の保持に係る教育」を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境を整備すること。
- 「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする電話相談窓口や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。
- GIGAスクール構想で整備された1人1台端末を活用し、児童生徒の心身の状況の把握や教育相談に役立てることも考えられること。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

- 保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口や、「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする相談窓口を周知しておくこと。

(3) 学校内外における集中的な見守り活動

- 長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校内外における児童生徒への見守り活動を強化すること。

(4) ネットパトロールの強化

- 教育委員会等が実施するネットパトロールについて、長期休業明けの前後において、平常時よりも実施頻度を上げるなどしてネットパトロールを集中的に実施すること。

児童生徒向け自殺予防啓発動画について(事務連絡)

(令和3年3月23日)

- 令和2年の児童生徒の自殺者数は499人と、前年と比較して大きく増加しており、特に、女子中高生の自殺者数が増加している。
- 今般のコロナ禍における児童生徒の自殺者数の増加を踏まえ、児童生徒向けの自殺予防啓発動画を制作、YouTube 広告として発信するとともに、各教育委員会等に周知するため事務連絡を発出。

動画の概要

- 様々な悩みを抱える児童生徒、特に女子中高生が共感でき、周囲や相談窓口への相談を後押しすることができるようなアニメーション動画
- 制作にあたっては、10代・20代の女性を支援するNPO法人「BONDプロジェクト」の協力を得るとともに、厚生労働省とも連携
- 動画はYouTube の文部科学省公式チャンネル(※)に掲載するとともに、YouTube 広告としても発信

※相談窓口PR動画「君は君のままでいい」(文部科学省・厚生労働省) : <https://youtu.be/CiZTk8vB26I>

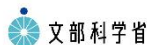


自殺予防に係る文部科学大臣メッセージの発信やSNSによる相談窓口の周知

- ▶ 令和2年の児童生徒の自殺者数は499人と、前年と比較して大きく増加。また、これまでの自殺者数の推移によると、学校の長期休業明けに自殺者数は増加傾向にある。
- ▶ 児童生徒や学生等に向けた自殺予防に係る文部科学大臣のメッセージを文部科学省HP・SNSに掲載するとともに、相談窓口を周知（令和3年12月）。

< 大臣メッセージ >

< SNSによる相談窓口の発信 >



小学生のみさんへ

～ 不安や悩みがあったら話してみよう～

夏休みが終わり、学校で久しぶりに友達と話をしたり、みんなで勉強したりできるのが楽しみな人もいます。もしかすると、いつもの生活や学校生活に困ったことや、イヤなことがある人、学校が始まるのが不安な人もいます。もし、困ったことや、イヤなことがあったときは、家族や先生、学校のスクールカウンセラー、友達、だれでもよいので、なやみを話してみてください。

もし、困ったことや、イヤなことがあったときは、家族や先生、学校のスクールカウンセラー、友達、だれでもよいので、なやみを話してみてください。

どうしても周りの人に相談しづらいときは、電話やメール、ネットなどを使って、相談窓口に通いよくあなたのなやみを聞かせてください。また、あなたの周りに元気がない友達いたら、ぜひ積極的に声をかけてあげてください。あなたの声かけて、友達が元気になるかもしれません。

「君は君のままでいい」
(相談窓口しょうかい動画)

電話やメール、ネット等の相談窓口
(リンク先は相談窓口一覧があります。)

0120-0-78310



令和三年八月
文部科学大臣 萩生田 光一

<Twitter>

文部科学省 MEXT @mextjapan

みなさんへ
電話やメール、ネットのみさんの悩みや不安を聞いてくれる相談窓口があります。「学校に行きたくない」「なんだか元気がでない」その気持ち話してみませんか？

▼相談窓口一覧(文科省HP)
[mext.go.jp/a_menu/shotou/...](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/)

▶相談窓口PR動画「君は君のままでいい」

<Facebook>

文部科学省 MEXT

【誕生田文部科学大臣メッセージ】
児童生徒や学生等の皆さんへ
長期休業明けには、児童生徒等の自殺者数が増加する傾向にあります。こうした現状に鑑みて、自殺予防についての私からのメッセージを発信しました。
児童生徒や学生等の皆さんは、悩みや不安を抱えていても、決して一人ではありません。家族や先生、スクールカウンセラー、周りの友達など誰にでもいいので、あなたの悩みを話してみてください。
どうしても周りの人に相談しづらいときは、電話やメール、ネットなどを使って、相談してみてください。また、各地域にも電話やSNSなど相談できる窓口、また、各大学等にも相談窓口があります。

(文部科学省HP：大臣メッセージ掲載ページ)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_00001.html

◆相談窓口の情報はこちら
▶相談窓口一覧
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.html

◆相談窓口PR動画「君は君のままでいい」
<https://youtu.be/CiZTk8vB26I>
(YouTube：文部科学省動画チャンネル)

<TikTok>

ひとりで悩まず
いつでも電話で
お話を聞かせてください

24時間子供SOSダイヤル
があります

なやみ言おう
0120-0-78310

<YouTube>

君は君のままでいい

※TikTok動画については、文部科学省が監修のもと、動画制作し、TikTok安全推進チームアカウントより発信。

文科省HP：文部科学大臣メッセージ掲載URL・QRコード



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_00001.html

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）

2 初 児 生 第 7 号
令和2年5月27日

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業では、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。
- ▶ 教育活動の再開等にあたり、感染防止対策を徹底した上で、児童生徒に対する生徒指導について留意いただきたい事項についてまとめ、各都道府県教育委員会等に周知。

【児童生徒の自殺予防について】

1 8歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向がある。特に、新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業においては、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれる。そのため、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、教育活動再開後の児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施すること。

（1）学校における早期発見に向けた取組

自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、当該児童生徒の心身の状況の変化や違和感の有無に注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候（※）がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、直ちに校長等の管理職に相談・報告し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして対応するとともに、教育相談員による観察や、保護者、医療機関等との連携を図りながら組織的に対応すること。また、各学校において、感染症対策の徹底に留意しつつ、アンケート調査、担任やスクールカウンセラーによる個人面談等の教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応を組織的に行うこと。

※教師が知っておきたい子どもの自殺予防：

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

（2）保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。また、保護者が把握した児童生徒の悩みや変化、違和感については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口の周知すること。その際、「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口をはじめとする各種相談窓口も周知すること。

（3）ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つである。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、教育活動の再開の前後において、平常時よりも実施頻度を上げる8などして集中的に実施すること。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察へ連絡・相談するなどして書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保すること。

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議

- コロナ禍における児童生徒の自殺者数の増加を踏まえ、令和3年2月15日より、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催。
- 児童生徒の相談窓口等の関係者へのヒアリングや、ICTを活用した効果的な自殺対策の検討も含め、児童生徒の自殺等に関する背景や適切な対応等について集中的に議論を行い、令和3年6月に審議取りまとめ。

1 概要

- 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育等の推進が必要。
- こうした状況を踏まえ、文部科学省では、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の在り方等について調査研究を行うため、毎年度、有識者による協力者会議を開催。
- 令和2年度から、コロナ禍における児童生徒の自殺者数の増加を踏まえ、相談窓口等の関係者へのヒアリングや、ICTを活用した自殺対策も含め、自殺等に関する背景や対応等について集中的に議論を行い、令和3年6月に審議取りまとめ。

2 委員（令和3年度）

- 新井 肇 関西外国語大学外国語学部教授
- 内野 多美子 さいたま市教育委員会学校教育部総合教育相談室室長
- 荊尾 玲子 島根県安来市教育支援センター相談員
- 川井 猛 一般社団法人共同通信社編集局生活報道部次長
- 窪田 由紀 九州産業大学人間科学部臨床心理学科教授
- 阪中 順子 奈良女子大学大学院非常勤講師、社会福祉法人飛鳥学院 スーパーバイザー
- 中馬 好行 山口県周南市教育委員会教育長
- 坪井 節子 弁護士
- 松本 俊彦 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所薬物依存研究部部長（●：主査）

3 開催実績

- **令和2年度 第1回：令和3年2月15日 / 第2回：2月26日 / 第3回：3月26日**
 - ・ SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の在り方 / コロナ禍における児童生徒の自殺等に関する現状について（第1回）
 - ・ コロナ禍における児童生徒の自殺等に関するヒアリング
（第2回：東京都教育相談センター・東京都教育庁指導部 / NPO法人BONDプロジェクト）
（第3回：千葉大学子どもこころの発達教育研究センター / 大阪市教育委員会）
- **令和3年度 第1回：令和3年5月7日 / 第2回：6月25日**
 - ・ コロナ禍における児童生徒の自殺等に関するヒアリング
（和歌山大学教育学部附属三校教育相談コーディネーター / 厚生労働省自殺対策推進室）
 - ・ 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議まとめ（第1回：項目案、第2回：審議まとめ案）（※平成19年度より毎年度開催）

児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における 対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について(通知)

(平成30年1月23日付け29初児生第38号、社援総発0123第1号)

1 背景

- ✓ 近年、自殺者全体の総数は減少傾向にあるが、自殺した児童生徒数は高止まりの状況
 - ✓ SNSを利用し、自殺願望を投稿するなどした高校生等を誘い出し、殺害した事件の発生(座間市における事件)
 - ✓ 「死ぬこと」や「自殺」を明示的に取り上げる自殺予防教育に関し、十分な取組が行われているとは言い難い状況
- ⇒ 新たな自殺総合対策大綱に定められた「**SOSの出し方に関する教育**」(※)の**推進が重要**。
平成30年1月23日、同教育の推進を求める通知を文部科学省・厚生労働省の連名で発出。

2 通知の概要

(※)自殺対策基本法第17条第3項に定める「困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育」を言う。

以下に掲げる留意事項及び各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業等の一環として、**SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施**するなど積極的に推進すること。

1. 実施に当たっては、**保健師、社会福祉士、民生委員等を活用**することも有効であること。

【保健師等を活用するメリット】

- ① 児童生徒に対して **自らが必要に応じて相談相手になり得ることを直接伝えることができる** (「いざとなれば私のところに相談に来て」と言える)
- ② 保護者も含めた **世帯単位での支援が可能**になる
- ③ 学校と地域の専門家との間での **協力・連携関係の構築**につながる

2. 実施の際には、「24時間子供SOSダイヤル」や「チャイルドライン」などの **相談窓口の周知を行うことが望ましいこと**。

3. 児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であることを踏まえ、各学校の実情に合わせて **教材や授業方法を工夫**することが考えられること。

4. **SOSの出し方のみならず**、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などの **傾聴の仕方(SOSの受け止め方)**についても教えることが望ましいこと。

5. 同教育は、厚生労働省の「**地域自殺対策強化事業実施要綱**」の「普及啓発事業」や「若年層対策事業」に該当するとともに、「**地域特性重点特化事業**」(補助率10/10)にも該当し得るため、**積極的に本事業を活用**するよう周知されたいこと。

児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について

- ▶ 児童生徒の自殺予防等のためには、学校現場において自殺等に繋がり得る様々な困難（いじめや不登校等生徒指導上の諸課題との関連も指摘される背景や要因といった困難）を総合的かつ的確に察知することが重要である。
- ▶ 学校生活の中で児童生徒のおかれた状況を丁寧に把握し、適切な支援につなぐ手法の例として、以下のようなツールがあるため、学校現場の状況に合わせ、児童生徒の様々な困難の早期発見等のための手法の一つとして参考とされたい。



「スクリーニング活用ガイド」

児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応のため、習慣的に行うことで、教員にとっては児童生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チーム力の向上につながる「スクリーニング」の活用ガイド。

※「スクリーニング活用ガイド」ホームページ(文部科学省):

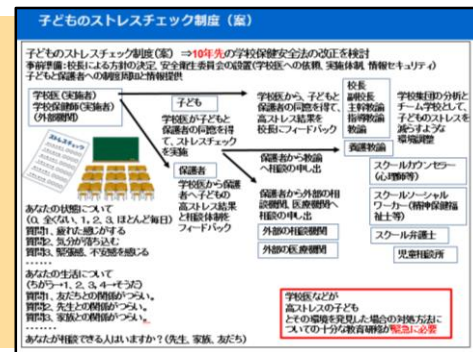
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm

「子どものストレスチェック」

メンタル不調の未然防止の一次予防の強化を目的とし、子どものストレス(心理的負担)の程度を把握する制度。各学校の集団ごとに集計、分析、フィードバックを行い、学校の環境を改善する。本人および保護者の申し出により医師(養護教諭、スクールカウンセラー)による面接指導につなげる。

※「子どものストレスチェック」ホームページ:

<https://www.m.chiba-u.ac.jp/class/rccmd/StressCheck/>



「RAMPS」

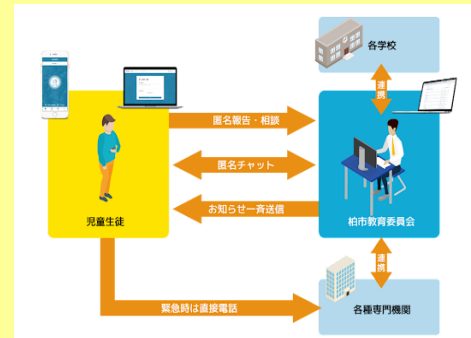
自殺リスクや精神不調の見過ごしを防ぎ、保護者や医療機関への説明など、その後の必要な支援に役立てることを目的に開発された心身状態評価と支援促進システム。

※「RAMPS」ホームページ: <https://ramps.co.jp/>

1人1台端末を活用したいじめ・自殺等対策の取組事例について

◆ アプリを活用したいじめの相談・報告(千葉県柏市教育委員会)

- アプリ「STOPit」を活用し、自分がいじめを受けている、もしくは友達がいじめを受けているのを目撃した場合に、教育委員会等の相談員とチャットで相談・報告できる。
※柏市教育委員会の相談体制は、指導主事、学校心理士の計6名でチームを編成し、1つ1つの相談に対して複数で対応するようにしている。
- 相談員は相談・報告内容を学校に連絡し、学校の教師やスクール・カウンセラーが関係者に聞き取りを行い、当該生徒の支援や学校全体でのいじめ対策を行う。



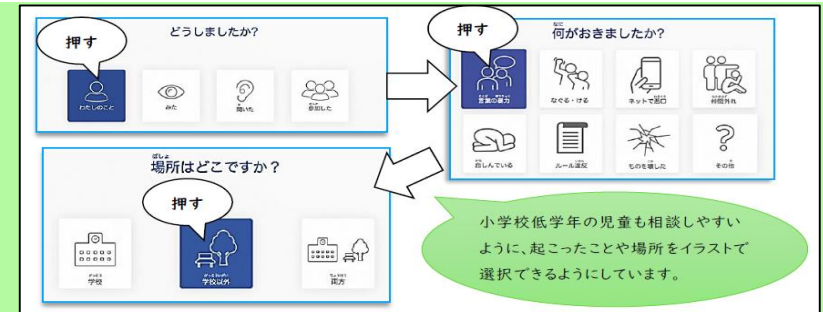
◆ メッセージ・Web会議システムによる相談(熊本市教育委員会)

- 1人1台端末に標準装備されているアプリ(ロイノート)のメッセージ機能を利用して、児童生徒が担任等の教員に相談できるようにしている事例や、Web会議システム(Zoom)を活用し、1人1台端末を通じて、担任等の教員やスクールカウンセラーによるオンラインカウンセリングを行っている事例もある。



◆ SOSの発信(大阪府吹田市教育委員会)

- いじめ防止相談ツール「マモレポ」を活用し、低学年でも児童生徒が学校や市教育委員会に対して、1人1台端末からSOS(いじめ等で困っていること)を発信。
- 学校や市教育委員会は、相談内容に応じて対応を検討し、児童生徒とのやりとりや見守り等を実施。



(参考)相談用アプリを教育委員会の職員が作成した事例(静岡県掛川市教育委員会)

- 小・中学校に通う児童生徒から、いじめなどの悩みを1人1台端末で相談できる取組として、Google formを活用し、「こころの相談ノート」というアプリを教育委員会の職員が作成し、学校へ導入し、児童生徒の相談に対応している。
※導入費用は無料。学校から帰宅後や不登校児童生徒からの相談にも対応している。



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

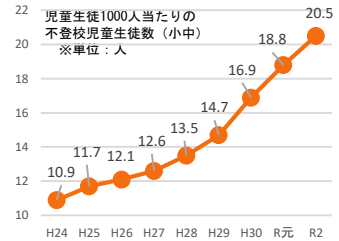
による教育相談体制の充実

令和4年度予算額(案)
前年度予算額

77億円
72億円



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、令和3年6月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」や、令和3年5月に取りまとめた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書等を踏まえ、**児童生徒性暴力等の早期対応**に向けた相談体制の充実も課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和4年度予算額(案)：5,581百万円(前年度予算額：5,278百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置（27,500校）
- ✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度

基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算

⇒重点配置の活用により、**週1回8時間（終日）以上の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**2,000校**（←1,000校）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置：**1,500校**（←1,200校）
- **貧困対策**のための重点配置：**1,900校**（←1,400校）

- **スーパーバイザー**の配置：**90人**

上記のほか、**自殺予防教育実施の支援**を含む

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和4年度予算額(案)：2,132百万円(前年度予算額：1,938百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置（10,000中学校区）
- ✓ 配置時間：週1回3時間

基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算

⇒重点配置の活用により、**週2回や週3回の配置も可能**

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**2,000校**（←1,000校）
※不登校特例校・夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

- **虐待対策**のための重点配置：**2,000校**（←1,500校）
- **貧困対策**のための重点配置：**2,900校**（←1,400校）
※ヤングケアラー支援のための配置を含む

- **スーパーバイザー**の配置：**90人**

補助制度

求められる能力・資格

基盤となる配置

重点配置等

いじめ
不登校

虐待
貧困

質の向上

※各自治体の課題に応じた効果的・効率的な重点配置に繋がる取組を推進

24時間子供SOSダイヤルについて

誰か
が
い
る

話
し
た
い

今
、
—
—
—

NOKIZOKA46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル ☎ 0120-0-78310 なやみいおう

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら
☎ 189番
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番
☎ 0120-007-110
(通話料無料、法務局職員または
人権管理委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口
(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

電話番号

(なやみいおう)

0120 - 0 - 78310

概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間**いじめ等の悩みを相談することができるよう、**全国统一ダイヤル**を設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続**される。

経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育委員会
で実施開始

平成28年4月～ **通話料無料化**

財政措置

相談員の人件費：国で1／3負担
地方自治体で2／3負担

通話料：国で全額負担

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを全国の学校等に配布

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになっている。

(参考)

コミュニケーション系メディアの平均利用時間 (令和3年度版情報通信白書 (総務省))
[平日1日] (令和2年度)
10代: 携帯電話 6.7分、固定通話 0.0分、ネット通話 8.8分、ソーシャルメディア 72.3分、メール利用 18.4分

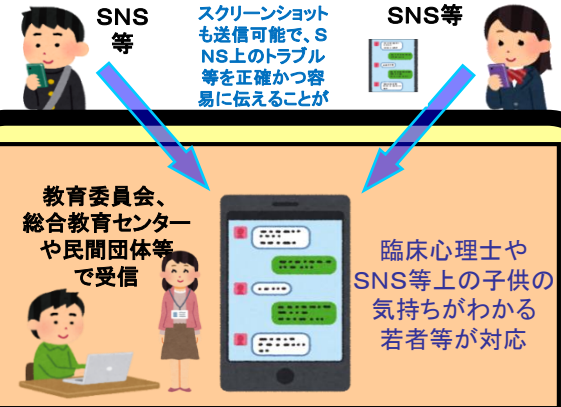
<事業概要>

SNS等を活用した相談体制の整備に対する支援 (補助事業)

(事業内容)

SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。令和3年度より、支援の対象を全ての都道府県・指定都市に拡大。

【イメージ】SNS等を活用した相談



(例)自殺をほのめかず等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ



対象校種

小学校・中学校・高等学校等

実施主体

都道府県・指定都市

対象経費

報酬、期末手当等

補助割合

国：1/3 都道府県・指定都市：2/3